

破産申立人代理人弁護士（事務所）の方へ

1 立川支部は書面審理方式です。

同時廃止事件・管財事件を問わず，原則として，申立書類の審査（必要に応じて書面の追完，審問）のみで，面接なしに破産手続開始決定をする審理方式を実施しています。郵送による申立ても可能です。

2 申立ての際にはご注意ください。

自己破産事件の基本的な提出書類は，裏面記載のとおりですが，次の点にご留意ください。

- ・ 預金通帳に合算（一括）記帳がある場合には，当該部分の取引明細を銀行等から取り寄せた上，添付してください。
- ・ 消費者金融業者との取引が長期にわたる借入れ等については，過払金の有無についての調査をお願いします。併せて，債権者一覧表の当初借入年月日欄等の記載漏れのないようお願いします。
- ・ 個人の債権者がいる場合は，申立人との関係，借入れ等の経緯，免責許可についての意向等についての調査をお願いします。

3 代理人申立用の書式があります。

個人の自己破産の代理人申立用の書式を用意しています。この書式は，次の方法により入手可能です。

在京三弁護士会多摩支部ホームページからダウンロードする。

破産係窓口において印刷した書式（書類）の交付を受ける（郵送により申し込むときは返送用封筒（角2形）及び郵便切手205円分同封）。

4 住所等の秘匿の希望がある場合には，事前に裁判所へご連絡下さい。

上申書，疎明資料，マスキングを行った書面等の提出が必要になります。

申立書添付書類等一覧

【個人の自己破産】

- ・住民票（申立前3か月以内，本籍記載有り，世帯全員分，マイナンバーの記載ないもの）
- ・委任状（免責許可申立ても忘れずに）
- ・債権者一覧表
- ・陳述書又は代理人の報告書（破産申立てに至った事情等）
- ・資産目録及び疎明資料
通帳（申立時から過去2年分），公的扶助（生活保護・各種扶助・年金等）受給証明書，給与明細書（直近2か月分），源泉徴収票又は課税（非課税）証明書（過去2年分），確定申告書控え（直近2期分），退職金計算書，生命保険等の証券及び解約返戻金計算書，自動車検査証又は登録事項証明書，回収可能財産疎明資料の各写し（ただし，課税（非課税）証明書は原本を提出）
- ・家計全体の状況（直近2か月分）
- ・所有不動産がある場合
不動産登記の全部事項証明書（3か月以内），ローン残高証明，2社以上の業者による査定書 *同時廃止申立ての場合は，オーバーローン上申書を必ず添付してください。
- ・事業者又は過去5年以内に事業を営んでいた人の場合
事業に関する報告書（事業内容，負債内容，整理・清算の状況，従業員の状況等）
- ・宛名入りのラベルシール又は封筒（債権者宛各1，代理人宛4）

【法人の自己破産】

- ・登記事項全部証明書（商業登記簿謄本）（3か月以内）
- ・破産申立てについての取締役会，理事会等の議事録又は取締役，理事等の同意書
- ・委任状
- ・債権者一覧表，債務者一覧表
- ・代表者の陳述書又は代理人による報告書
業務内容，倒産に至る経緯，支店・営業所の有無，資産・負債の概要，整理・清算の概要，事業用施設の処理状況，在庫等資産の処分状況，債権回収可能性，帳簿・代表者印の保管状況，従業員の状況，労働組合の有無，解雇の有無，給料・解雇予告手当・退職金の支払状況，係属訴訟の有無・その詳細・その経過見込みなど，財産目録，貸借対照表，損益計算書（直近2期分），清算貸借対照表（破産申立日現在），確定申告書控え（直近2期分）
- ・不動産登記の全部事項証明書（3か月以内）・賃貸借契約書の写し
- ・その他資産関係疎明資料
通帳，自動車検査証又は登録事項証明書，有価証券，生命保険の解約返戻金計算書，訴訟関係書類などの各写し
- ・宛名入りのラベルシール又は封筒（債権者宛各1，代理人宛4）